

福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金（介護ロボット導入支援事業、
ICT導入支援事業、介護事業所に対する業務改善支援事業）実施要領

1 趣旨

この要領は、福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第16条の規定に基づき、交付要綱別表1（3）に掲げる「介護人材確保対策事業」の内、「介護ロボット導入支援事業、ICT導入支援事業、介護事業所に対する業務改善支援事業」に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助対象となる事業

(1) 介護ロボット導入支援事業

介護ロボットの導入、見守り機器の導入に伴う通信環境整備

(2) ICT導入支援事業

記録業務から請求業務まで原則一気通貫で行える介護ソフト等の導入

(3) 介護事業所に対する業務改善支援事業

第三者による生産性向上の取組

3 補助対象経費の範囲

補助対象経費は、事業の実施に直接必要となる次の経費とする。

(1) 2の(1)の事業

経費区分	内 容
備品購入費	介護ロボットの購入費、インカムの購入費
使用料及び賃借料	介護ロボットのリース・レンタル費、 インカムのリース・レンタル費
工事請負費	Wi-Fi 環境を整備するために必要な経費
その他	知事が特に必要と認める経費

(2) 2の(2)の事業

経費区分	内 容
備品購入費	タブレット端末等、ソフトウェア、ネットワ ーク機器の購入費等
使用料及び賃借料	タブレット端末等、ソフトウェア、ネットワ ーク機器のリース・レンタル費
役務費	クラウドサービス、保守・サポート費等
その他	知事が特に必要と認める経費

(3) 2の(3)の事業

経費区分	内容
委託料	第三者による支援に要する費用
その他	知事が特に必要と認める経費

4 補助金額の算定

補助基準額に補助率を乗じた額を上限とする。

ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税は補助事業対象経費としない。

補助金額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 事業計画の作成及び提出

補助事業者は、2の事業を実施しようとするときは、以下の事業計画書等を作成し、知事が別に定める期日までに高齢福祉課へ提出するものとする。

(1) 事業の実施にあたって、2(1)の事業における提出書類は、次のとおりとする。

- ① 介護ロボット導入支援事業経費所要額調書（別紙様式1）
- ② 介護ロボット導入支援事業計画書（別紙様式2）
- ③ 補助対象経費の金額がわかる書類（見積書等）
- ④ その他参考となる書類

(2) 事業の実施にあたって、2(2)の事業における提出書類は、次のとおりとする。

- ① ICT導入支援事業経費所要額調書（別紙様式3）
- ② ICT導入支援事業導入計画書（別紙様式4）
- ③ 補助対象経費の金額がわかる書類（見積書等）
- ④ その他参考となる書類

(3) 事業の実施にあたって、2(3)の事業における提出書類は、次のとおりとする。

- ① 介護事業所に対する業務改善支援事業経費所要額調書（別紙様式5）
- ② 業務改善計画（別紙様式6）
- ③ 介護サービス事業所に対する業務改善支援事業実施に係る意見（別紙様式7）
※市町村が指定権者である場合のみ
- ④ 補助対象経費の金額がわかる書類（見積書等）
- ⑤ その他参考となる書類

6 交付予定額の内示

県は、5の事業計画書を審査の上、事業計画書を提出した事業者に対し、交付予定額を内示するものとする。

7 交付申請書の提出

(1) 補助金の交付申請にあたって、2(1)の事業における交付要綱第3条2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ① 介護ロボット導入支援事業経費所要額調書(別紙様式1)
- ② 介護ロボット導入支援事業計画書(別紙様式2)
- ③ 補助対象経費の金額がわかる書類(見積書等)
- ④ その他参考となる書類

(2) 補助金の交付申請にあたって、2(2)の事業における交付要綱第3条2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ① ICT導入支援事業経費所要額調書(別紙様式3)
- ② ICT導入支援事業導入計画書(別紙様式4)
- ③ 補助対象経費の金額がわかる書類(見積書等)
- ④ その他参考となる書類

(3) 補助金の交付申請にあたって、2(3)の事業における交付要綱第3条2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ① 介護事業所に対する業務改善支援事業経費所要額調書(別紙様式5)
- ② 業務改善計画(別紙様式6)
- ③ 介護サービス事業所に対する業務改善支援事業実施に係る意見(別紙様式7)
※市町村が指定権者である場合のみ
- ④ 補助対象経費の金額がわかる書類(見積書等)
- ⑤ その他参考となる書類

8 実績報告書の提出

(1) 実績報告にあたって、2(1)の事業における交付要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ① 介護ロボット導入支援事業精算額調書(別紙様式8)
- ② 介護ロボット導入支援事業実績書(別紙様式9)
- ③ 補助対象経費の金額がわかる書類(請求書、領収書等)
- ④ その他参考となる書類

(2) 実績報告にあたって、2(2)の事業における交付要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ① ICT導入支援事業経費精算額調書(別紙様式10)
- ② ICT導入支援事業導入実績報告書(別紙様式11)
- ③ 補助対象経費の金額がわかる書類(請求書、領収書等)
- ④ その他参考となる書類

(3) 実績報告にあたって、2(3)の事業における交付要綱第10条第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- ① 介護事業所に対する業務改善支援事業経費精算額調書（別紙様式12）
- ② 事後評価書（別紙様式13）
- ① 補助対象経費の金額がわかる書類（請求書、領収書等）
- ② その他参考となる書類

9 事業の交付決定前の着手

補助事業者は内示の通知を受けた後、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届出書（別紙様式14）を知事に提出することで、事業に着手することができるものとする。

なお、補助事業者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

附 則

この要領は、令和2年6月1日から施行し、令和2年4月1日以降の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年7月15日から施行し、令和3年4月1日以降の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年9月30日から施行し、令和4年4月1日以降の事業から適用する。